

白山市監査公表 第7号

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づき監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年7月10日

白山市監査委員 丹 保 昭
同 村 山 一 美

住民監査請求に係る監査結果

（平成19年5月18日請求）

《おかえり祭り企画展について》

目 次	
白山市監査公表 第7号	
第1 請求の受付	1 請求人
	2 請求書の提出
	3 請求の内容
	4 請求の要件審査
第2 監査の実施	1 監査対象事項
	2 監査対象部局
	3 請求人の証拠の提出及び陳述
	4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取
第3 監査の結果	
第4 理 由	1 事実関係の確認
	2 請求人の主張と白山市教育委員会事務協の説明
	3 監査委員の判断
	4 結 論
	5 暫定的停止勧告

第1 請求の受付

1 請求人

1名（氏名は省略）

2 請求書の提出

平成19年5月18日（補正の提出日：平成19年5月28日）

3 請求の内容

請求人提出の白山市職員措置請求書（資料）による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

（1）主張事実（要旨）

① 請求の対象とする職員

白山市長 角 光 雄

② 財務会計上の行為

- ・ おかえり祭り企画展に係る404,750円の公金支出の行為

③ 違法・不当とする理由

白山市石川ルーツ交流館で、平成19年4月28日から5月27日まで開催されている「おかえり祭り」企画展は、特定の宗教である藤冢神社の春季例大祭を広報宣伝する行為であり、白山市が同宗教を助長、援助、促進するものである。

このことにより、同宗教と相容れない白山市民の信仰の自由を直接、間接的に強制乃至圧迫することから、白山市の行為は、政教分離を定めた憲法第20条第1項から第3項及び第89条に違反する。

（2）措置要求

「おかえり祭り」企画展及び同館ロビーにおける「おかえり祭り」VTR上映の即時中止を求めるとともに、この企画展に要した費用404,750円の損害賠償を白山市長に求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

請求書受付：平成19年5月18日付

要件審査：平成19年5月18日付（形式的）

補正の指示：平成19年5月21日付（期日：平成19年5月28日まで）

補正の提出：平成19年5月28日付

要件審査：平成19年5月28日付（実質的）

監査会議；平成19年5月31日

請求書受理：平成19年5月31日付、 受理通知：6月4日付

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 「おかえり祭り」企画展に係る財務会計上の行為の事実関係
- (2) 「おかえり祭り」企画展の内容等の事実確認
- (3) 「おかえり祭り」企画展の違法性の事実判断
- (4) 損害賠償措置の必要性の判断

2 監査対象部局

白山市教育委員会事務局（文化課・白山市石川ルーツ交流館）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 事実証明書の提出

平成19年5月18日付で、提出の請求書に添付して提出。

平成19年5月28日付で、提出の補正請求書に補足して提出。

陳述の日（平成19年6月19日）に、補足して提出。

(証明書の概要)

- ・ 「おかえり祭り」企画展の新聞記事の写し

（平成19年5月5日付け北陸中日新聞）

- ・ 「おかえり祭り」企画展のポスターの写し

(題名 ; 「おかえり祭り展～技の集結～」)

- ・ 「おかえり祭り」企画展の解説チラシ文書の写し
- ・ 「おかえり祭り」企画展の写真コピー (15点)
- ・ 「おかえり祭り」の新聞広告記事の写し

(平成19年5月18日付け北國新聞)

- ・ 旧美川町製作の「おかえり祭り」ダイジェスト版VTRテープ表紙の写し
- ・ 5月分電気料金請求書の写し

(2) 陳述

陳述の機会は、平成19年6月19日(火)午後3時3分から白山市役所の監査委員室で行った。

請求人の陳述は、請求書の要旨と同様の内容であった。

補足説明として、

「おかえり祭り企画展費用明細書の一部を次の様に変更する。

- ① 費用明細書3の光熱水費130,000円を52,000円に変更する。
- ② 費用明細書4を追加し、「北國新聞掲載の『白山市と白山市議会』の広告料は、130,000円を要していると思われる。」と陳述した。

また補足する証拠として、「石川県ルーツ交流館の5月分電気料金請求書の写し」の提出があった。

4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取

- (1) 請求事項に関する財務事務について、市の関係部局から関係資料の提出を求め、平成19年6月7日から18日にかけて審査を行った。
- (2) 平成19年6月19日午後3時24分から、本件請求事案の事業執行部署である市教育委員会事務局の職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

(主文内容)

監査の結果、違法性の事実は認められない。したがって、「おかえり祭り」企画展に関する請求人の主張については、措置の必要を認めないものと判断する。

以下、その理由について述べる。

第4 理由

1 事実関係の確認

(1) 白山市石川ルーツ交流館は、旧美川町が建設し、2002年4月27日オープンした。現在は、白山市教育委員会が所管する建物であり、正職員2名と嘱託（臨時）職員2名で管理運営を行っている。

(2) 「おかえり祭り」企画展は、同館主催で、平成19年4月28日から5月27日までの30日間（休館日を除く実開催日は26日）開催された。

この間の白山市石川ルーツ交流館への入館者は、有料入館者178名、無料入館者622名、計800名であった。

また、同企画展コーナーへの入場料は、無料であった。

(3) 「おかえり祭り」企画展に係る直接的経費の支出は認められない。すなわち、展示品等は全て同館所有若しくは借用したものであり、借用品についての謝礼等の支出も認められない。

2 請求人の主張と白山市教育委員会事務局の説明

(1) 請求人の主張は、当該請求の要旨のとおり、政教分離の原則を定めた憲法に違反する「おかえり祭り」企画展の中止と、同企画展に要したと思われる費用の損害賠償を求めるものである。

(2) 白山市教育委員会事務局の説明は、「おかえり祭り」は石川県指定民俗無形文化財（平成13年12月25日付け石川県教育委員会告示第26号）であり、近世期に北前船の港町として繁栄した本吉町（旧美川町の以前の名称）の伝統を伝えるとともに、民俗学的にも貴重な祭礼行事である。

したがって、5月19日、20日に行われる「おかえり祭り」に併せ、祭り前後30日間、同企画展を開催することにより、市民、県民に対し「おかえり祭り」の民俗無形文化財としての価値をより深く理解してもらうとともに、入館者に祭り以外の展示品を紹介することを目的としたものである。

よって、本件請求事項に関しては、特定の宗教を強要するなど信教の自由を拘束するようなものではなく、全く違法性がないものである。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、市教育委員会事務局の説明等を総合して、次のように判断する。

(1) 憲法の政教分離の原則について

政教分離の判断基準については、既に数次の最高裁判所判決により判断されているところである。

その判旨とするところは、

「憲法第20条第3項にいう「宗教的活動」とは、およそ国（地方公共団体を含む。以下同じ。）及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが、わが国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本的目的との関係で、相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうと解すべきである。そして、ある行為が宗教的活動に該当するかを検討するにあたっては、当該行為の外形的側面にのみとられることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」としている。

また、「憲法第89条が禁止している公金支出行為等も前記の政教分離原則の意義に照らし、国と宗教とのかかわり合いが前記の相当とされる限度を超えるものをいうと解すべきであり、前記と同様の基準によって判断しなければならない。」としている。 (昭和52年7月13日最高裁判所判決ほか)

(2) 美川の「おかえり祭り」は、平成13年12月25日に石川県無形民俗文化財に指定された。内容は以下のとおり。

「美川のおかえり祭り」

所在地 白山市（旧美川町）

（藤冢神社奉賛会 白山市）

「美川のおかえり祭りは、白山市美川南町にある藤冢（ふじつか）神社の春祭

りで、5月の第3土曜日から月曜日未明に行われる。その起源は明らかではないが、本吉町奉行所の御用留にみえる文化8年（1811年）の「御旅祭礼」の記事が、初出の資料である。

藤冢神社は、旧美川町の10町（南町・中町・北町・新町・永代町・今町・神幸町・浜町・末広町・和波町）の産土神として知られている古社である。

祭りの形態は、神輿が、神社から1kmばかり東北方にある高浜の御旅所まで全町を渡御し、その夜は1泊し、翌日の夜におかえり筋にあたる町内を通過して翌朝の未明に神社へかえるものである。

この御輿の先導となるのが13基の台車（だいぐるま）とラッパを吹奏する青年団員で、ラッパの吹奏は昭和初期に在郷軍人が神輿を担いでいたときの名残である。

台車は3輪の曳山で、美川仏壇の技術の粋を集めたものであり、京都祇園の山鉾にならって始めたものといわれる。10町が11基（新町は東・西各1基）を所有するほか家方組（家屋の建築等に関わる職人）・船職組（もとは船大工、現在はいわゆる大工職）がそれぞれ1基を有するものである。

その運行には町内の住民があたり、金曜日（宵宮）には、「ギーギー」と呼ばれる台車の整備作業などを行い、土曜日（本祭り）は早朝から祭り囃子も賑々しく、車輪をきしませながら、全町をまわって、御旅所へ到着するのは夜になる。翌日曜日（裏祭り）の夜にはおかえり筋の町内を通過して神社へ向かう。10町が毎年1町ずつ交替でおかえり町となって神輿を迎えるのである。町内では神燈（提燈）をかかげて家を開放し、親類縁者をはじめ知人等を招いて盛大なる供応をする。台車や神輿の者への接待はいうまでもなく、往時は行きずりのものにもふるまったという。

祭りにあたって多数の台車が御旅所に赴いて神祭の中心となる点や、台車の人形を神聖視する習俗などは、日本の曳山祭礼の特色をよく伝えるものであり、一方、おかえり筋の町が毎年交替して御旅所から帰還の道中の所役にあたる慣行は、この祭り独特のものといえる。

以上のように、美川のおかえり祭りは、近世期に北前船の港町として繁栄した本吉町（旧美川町の以前の名称）の伝統を伝えるとともに、民俗学的にも貴重な

祭礼行事である。」

(石川県(文化財課)ホームページより)

したがって、「おかえり祭り」は、藤冢神社の春祭りという形態であるが、美川地域の伝統的、世俗的な行事であり、特定の宗教を強制するものではないと思料する。

(3) よって、本件の「おかえり祭り」企画展については、政教分離原則の判断基準からしても、特定の宗教を助長、援助、促進又は信教の自由を圧迫乃至強制を与えるものとは認められない。

(4) 「おかえり祭り」企画展に係る直接的経費の支出は認められない。

請求人の指摘する費用明細書①あさがおテレビ「あらかると BOX おかえり祭展」放映費用24,750円については、株式会社あさがおテレビに対するものであり、本件とは無関係である。

費用明細書②人件費相当分250,000円、費用明細書③光熱費相当分52,000円については、当該期間中、「おかえり祭り」企画展が開催されなければ、当然他のイベントや企画展がおこなわれるはずであり、これら経費は、白山市石川ルーツ交流館を管理運営するための経常経費と、思料される。

費用明細書④北國新聞掲載公告料を130,000円と推量しているが、白山市からの当該支出は認められない。

したがって、「おかえり祭り」企画展に係る財務会計上の支出は無かったものと認定した。

(5) よって、「おかえり祭り」企画展公金支出の損害賠償の請求については、前記(4)に記載のとおり、その措置の必要を認めない。

4 結 論

以上のことから、本件請求については、措置の必要を認めないものと判断する。

5 暫定的停止勧告

本件請求では、『『おかえり祭り』企画展及び同館ロビーにおける『おかえり祭り』VTR上映の即時中止を求める。』としているので、監査の前に地方自治法第242条第3項の規定による暫定的停止勧告の適否の検討を行った。

その結果、同企画展が特定の宗教とのかかわり合いが違法であると思料するに足る相当な理由があるとは言えず、また本市に生ずる回復困難な損害を避けるための緊急

の必要があるとは言えないと判断し、暫定的停止勧告を行わなかったことを付記する。